

## 名勝旧岩船氏庭園（香雪園）保存整備委員会要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名勝旧岩船氏庭園（香雪園）保存整備委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・研究するものとする。

- （1）名勝旧岩船氏庭園（香雪園）の総合的な環境整備に関すること。
- （2）名勝旧岩船氏庭園（香雪園）に係わる資料・文献等に関すること。
- （3）前各号のほか名勝旧岩船氏庭園（香雪園）に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）その他教育長が必要と認める者

2 委員会に座長をおき、座長は委員会の会議の議長となる。

（意見等の聴取）

第4条 委員会は、調査・研究を行うため必要があると認めるときは、調査・研究事項について専門的な知識を有する者、実施期間の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。